

令和２年度 Go To Eat キャンペーン
に係る事業のうち食事券発行委託事業
(鹿児島県２)

事業実施報告書

鹿児島商工会議所

令和３年 10 月 14 日

目次

(1) 実施体制	2～4 P
(2) 食事券の発行、販売、回収	5～9 P
(3) 食事券の使用、回収後の飲食店への代金の振込	10～13 P
(4) 実績確認監査等事業者への報告	14～15 P
(5) 相談窓口・申請案内等事業者との連携	15 P
(6) 飲食店の新規加盟促進	16～19 P
(7) 消費者の利用促進	20～23 P
(8) 不正防止対策	24～27 P
(9) 問い合わせ対応	27 P
(10) 事業の実施結果（成果）、所見	28 P
参考資料（新聞記事等）	29～33 P

(1) 実施体制

【都道府県事務局型】

- ① 鹿児島商工会議所が本事業の受託者となった。
- ② 受託者は、単一の団体・事業者を基本とすることから、当商工会議所が受託し、県内の 10 商工会議所と連携して事業を実施した。
- ③ 当商工会議所は、当商工会議所を含む域内の 11 の商工会議所に、食事券発行事業を実施させた。食事券発行事業の計画を作成するに当たり、事業に参加する商工会議所などが担う業務の範囲を明確に定めた。
- ④ 食事券発行事業の実施主体として商工会議所を含んでおり、域内全ての商工会議所の参加意思を確認し、全ての商工会議所が参加意思を表明したことから全商工会議所を実施主体に含めた。
販売・換金のほとんどを商工会議所が担い、全国的にも例を見ない商工会議所による運営体制を確立した。
さらには、かねて広範な商工会議所の業務において既に構築しているネットワークをフル活用することで、地域の商店街、宿泊施設団体、飲食テナントが入居する商業施設をはじめ、食事券印刷を担う印刷業者、食事券の輸送・保管を担う警備会社、広告宣伝を担う事業者などとは、スムーズな連絡体制のもとで円滑な事業を展開した。
実施体制については P4 図①のとおり。
- ⑤ 当商工会議所は、商工会議所に食事券発行事業を行わせ、商工会は、鹿児島県商工会連合会が受託者となり、各商工会が発行事業を行い、異なる系列の団体がそれぞれに事業を実施した。

【共通】対象となる飲食店、感染対策

①加盟店登録の流れ

○加盟店募集 (DM、HP)



○加盟店申込書及び参加登録申請書受付



○参加飲食店同意書提出依頼



○参加飲食店同意書受付、店舗・業態等確認 (HP・TELにて確認)



○加盟店承認



○加盟店登録証等グッズ送付

【写真① 参加飲食店同意書】

鹿児島県農工商会館 御中

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック (✓) を入れてください。

【営業形態】

☑ 当店は、日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改訂) の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店 (主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店) であり、かつ、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

☑ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

☑ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

☑ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

☑ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

☑ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

☑ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」 (令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会) に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。

☑ 当店は、「換気」、「換気」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に提示します。

- ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒水の用意。
- ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施 (窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
- ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m (最低 1 m) 以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション (アクリル板又はそれに準ずるもの、以下

同じ。) で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低 1 m 以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

☑ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。

☐ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

- ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
- ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
- ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること。
- ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
- ・ 食事の前・手洗い・消毒をすること。
- ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に笑ったり大声の飲酒を避けること。
- ・ 食事中以外はマスクを着用すること。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCA) を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

☑ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は鹿児島県農工商会館の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、鹿児島県農工商会館により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

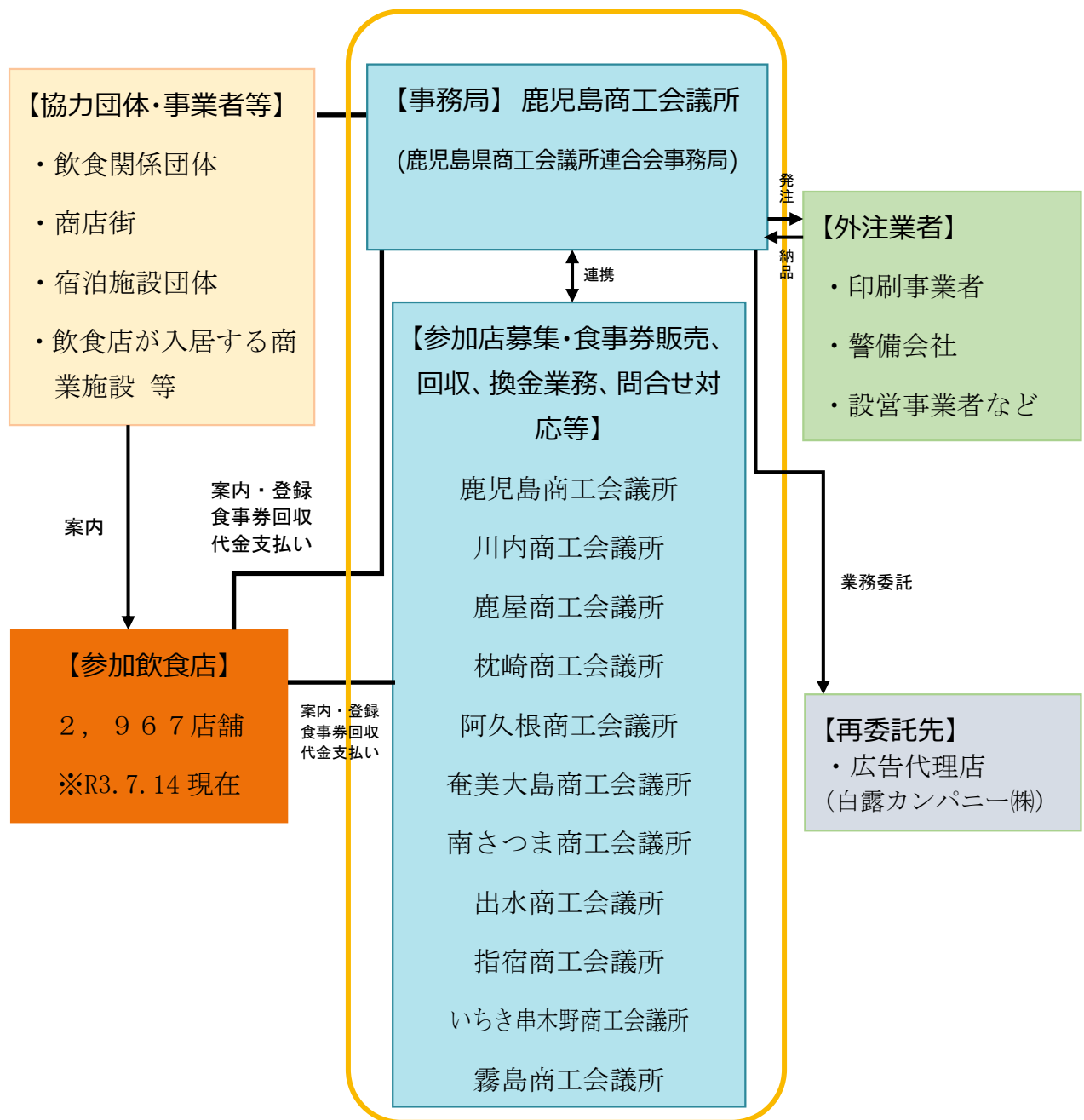
令和 一年 7 月 10 日

店舗名: 株式会社

代表者: 代表取締役

代表者印

□実施体制図（図①）



(2) 食事券の発行、販売、回収

- ① 食事券は、500 円券および 1,000 円券とし、総額 12,500 円分の食事券セットを 10,000 円で販売した。なお、全て紙媒体での発行とした。

□発行した食事券

○1,000 円券×12 枚、500 円券×1 枚

○販売セット数：40 万セット額面総額 50 億円分

【図② 食事券写真及び券面表記・偽造防止対策】



【食事券表紙】



【食事券表面】

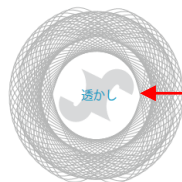
GotoEat キャンペーン

「有効期限」

マイクロ文字

「釣銭が出ない」

コピーガード印刷



鹿児島県商工会議所連合会

Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券のご利用について

※この食事券は、当食事券の利用店として事前に登録した店舗でのご飲食にご利用できます。
(テイクアウト、デリバリーにもご利用いただけますが、登録した店舗以外が配達する場合はご利用いただけません。)
※この食事券が利用できる登録店は、国が求める感染症対策に取り組んでいる店舗のみ対象としております。
※この食事券は、現金との引換はいたしません。また釣銭はお出しません。
※この食事券の返品及び転売はできません。
※この食事券に発行者印・番号のないものは無効です。
※この食事券の盗難・紛失または滅失に対しては、発行者はその責任を負いません。

【食事券裏面】

個別 ID

透かし文字

発行者:鹿児島商工会議所(鹿児島県商工会議所連合会事務局)
事務局:鹿児島商工会議所
鹿児島市東千石町1-38 TEL099-225-9511
有効期限:令和3年3月31日(水)

取扱店印	
登録事業者番号	

□ 食事券販売場所一覧（表①）

商工会議所名	販売場所	販売 セット数	1,000 円 (枚)	500 円 (枚)
鹿児島	鹿児島商工会議所(写真②, ③)	117,248	1,406,976	117,248
	岩崎産業本社	43,500	522,000	43,500
	岩崎産業第2ビル			
	鹿児島交通観光			
	城山ホテル鹿児島	9,300	111,600	9,300
	鹿児島サンロイヤルホテル	12,200	146,400	12,200
	ホテルレクストン鹿児島	9,470	113,640	9,470
	アミュプラザ鹿児島	18,719	224,628	18,719
	山形屋	26,000	312,000	26,000
	イオンモール鹿児島	21,000	252,000	21,000
	まちの駅宇宿	16,113	193,356	16,113
	鹿児島空港	8,800	105,600	8,800
川内	川内商工会議所	17,000	204,000	17,000
鹿屋	鹿屋商工会議所	24,500	294,000	24,500
枕崎	枕崎商工会議所	5,000	60,000	5,000
阿久根	阿久根商工会議所	4,500	54,000	4,500
奄美大島	奄美大島商工会議所	7,950	95,400	7,950
南さつま	南さつま商工会議所	8,800	105,600	8,800
出水	出水商工会議所	12,000	144,000	12,000
指宿	指宿商工会議所	13,600	163,200	13,600
	指宿市観光協会			
いちき串木野	いちき串木野商工会議所	7,100	85,200	7,100
霧島	霧島商工会議所	17,200	206,400	17,200
合計		400,000	4,800,000	400,000



【写真②(左) 鹿児島商工会議所 1階販売所～販売の様子】



【写真③(右) 鹿児島商工会議所 4階特設販売所～販売の様子】

□主なイベント販売一覧

県民の購入を促進するため、食事券の広報を兼ねて、以下
(表②) のとおりイベント販売を実施した。

商工会議所名	販売場所	販売日 (令和2年)
鹿児島	天文館ぴらもーる商店街	12/12, 13, 19, 20
	アミュプラザ鹿児島	12/12, 13, 19, 20, 26, 27
	山形屋	12/26, 27
	イオンモール鹿児島	12/10, 15, 22, 1/5, 9, 10, 11, 12, 16, 17
川内	薩摩川内市役所	12/11
鹿屋	鹿屋商工会議所	12/19, 20

- ② 食事券販売の上限は1人1回当たり販売価格20,000円分までとした。

【P9 図③「鹿児島商工会議所ホームページ」を参照】

- ③ 食事券の最終販売は、令和3年5月31日までとしたが、令和3年1月20日に完売した。また、最終有効期限は令和3年7月14日までの日付で設定した。

□食事券の有効期限：令和3年3月31日（当初）
令和3年6月30日（延長）
令和3年7月14日（再延長）

- ④ 加盟飲食店におけるテイクアウト及びデリバリーでの食事券利用は可能とすることも可とした。

【P5 図②「食事券裏面」及びP9 図③「鹿児島商工会議所ホームページ」を参照】

- ⑤ 食事券には、Go To Eat キャンペーンにより発行されたものであることを明記した。また、有効期限、つり銭が出ない旨を表面に見やすく明記した。加えて、マイクロ文字などの特殊製版技術、コピーガード印刷、透かし文字、個別IDの付与など適切な方法により、偽造防止対策を図った。【P5 図②「食事券の偽造防止対策」を参照】

- ⑥ 本事業により発行する食事券は、消費者が使用した食事券を給付金から精算する時に、使用されなかった食事券の数を正確に把握できるように対応した。具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・販売前食事券は、警備会社の金庫で保管し、必要最低限の食事券を販売所の施錠できる金庫室で保管した。

- ・換金が終了した食事券は、計数の後、食事券券面にパンチ穴を開け、各換金所の金庫室で保管。その後、定期的に貸倉庫の施錠可能な金庫に移動。
- ・換金された食事券は、換金所から月 1 回の枚数、換金額の報告を受け、支払い証憑で枚数の確認を行い、換金済食事券と、未使用食事券の枚数を随時把握した。

⑦ 当商工会議所は、当所および各商工会議所や金融機関と連携し、飲食店で使用された食事券を回収し、飲食店ごとに枚数を集計した。

集計に当たっては、機械によるカウントおよび複数の者によるダブルチェックなどにより正確に実施した。複数の者によるダブルチェックでは、データの読み手と聞き手を変え、異なる者の組合せで、複数回確認を行った。



【写真④ 鹿児島商工会議所換金所】

⑧ 食事券発行の概要は、Web サイトなどにおいて消費者に分かりやすく周知を行った。【P9 図③「鹿児島商工会議所ホームページ」を参照】

加えて、鹿児島県内の報道機関を集めて、記者会見の開催を通じて、多くの県民に行き渡るよう幅広く周知に努めた。



【写真⑤ 令和 2 年 9 月 30 日記者会見】 【写真⑥ 令和 2 年 9 月 30 日記者会見】

【図③】

「鹿児島商工会議所
ホームページ」】



鹿児島商工会議所
kagoshima chamber of commerce and industry

[Main Contents](#)
[トップページ](#)
[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)
[サイト内検索](#)

[鹿児島商工会議所の概要](#)
[経歴情報](#)
[検定試験](#)
[セミナー・研修](#)
[会員サービス](#)
[その他の事業](#)
[リンク集](#)

**かんたん！
ツイートガイド**

なんでも解決！経営相談

役員・経理などのアドバイスを受けたい

専門家のアドバイスを受けたい

経営改善の指導を受けたい

労働保険の事務負担を軽減したい

事業を引き継ぎたい

上手に活用！融資制度

無担保・無保証・低金利の融資を受けたい

企業の宝！人材育成・確保

セミナー・講演会に参加したい

業務に役立つ資格を取得したい

儲えて安心！お得な共済

安心を強く働いた保障を受けたい

従業員向けの退職金制度を準備したい

事業主や役員の出退勤金を準備したい

連担制度を防ぎたい

PL状況に備えたい

ケガや病気の治療に備えたい

充実させます！福利厚生

社員に健康診断を受けさせたい

発信してまずHOTな情報

最新動向を知りたい

メールマガジンを購読したい

その他

会員のメリットを知りたい

会議室を借りたい

鹿児島県商工会議所連合会
Go To Eatキャンペーンプレミアム付食事券
販売情報

本券の販売に際しましては、十分な冊数(40万冊)を用意しております。
早朝からの発売などはお控えくださいますようお願い申し上げます。

○食事券の販売開始：令和2年10月15日(木)～売切次第終了

○食事券の利用可能期間：令和2年10月15日(木)～令和3年3月31日(水)

○販売価格：1冊10,000円(1,000円券12枚・500円券1枚)

○ご注意：

※ 本券は食事利用にのみ使用いただけます。
(テイクアウト・デリバリーも可)

※ 本券の購入は現金のみとなっております。

※ お一人が1回に購入できるのは、2冊までです。

※ 本券の返品・換金・転売はできません。

※ 本券の使用に際し約款は出ません。

○販売場所：

※販売開始初日(10/15(木))はすべて10時営業開始です。

エリア	販売所	所在地	営業時間
鹿児島市	鹿児島商工会議所ビル1階	鹿児島市東千石町1-38	10:00～19:00 (平日) (10/17(土)・18(日)は営業)
	アミュプラザ1階 インフォメーション横	鹿児島市中央町1-1	10:00～20:00
	岩崎産業本社ビル	鹿児島市山下町9-5	10:00～18:00 (平日)
	鹿児島交通観光 (いわさきパーキング横)	鹿児島市東千石町12-20	10:00～18:00
	鹿児島サンロイヤルホテル 1階フロント	鹿児島市与次郎1丁目8-10	9:00～21:00
	城山ホテル鹿児島 1階総合予約受付	鹿児島市新築院町41-1	10:00～16:00
	第二岩崎ビル	鹿児島市橋池新町12-12	10:00～18:00 (平日)
	ホテル・レクストン鹿児島 1階フロント	鹿児島市山之口町4-20	10:00～17:00
	まちの駅宇宿 脇田駅前コスモタウン1階	鹿児島市宇宿3丁目2-1	10:00～15:00 (土・日除く)
	薩摩川内市	川内商工会議所	薩摩川内市神田町3-25
鹿屋市	鹿屋商工会議所ビル	鹿屋市新川町600	10:00～16:00 (平日)
枕崎市	枕崎商工会議所	枕崎市中央町1	9:00～17:00 (平日)
阿久根市	阿久根商工会議所	阿久根市大丸町16	10:00～16:00 (平日)
奄美市	奄美大島商工会議所	奄美市名瀬入舟町12-6	9:00～17:00 (平日) (10/17(土)・18(日)は営業)
南さつま市	南さつま商工会議所	南さつま市加世田本町23-7	10:00～16:00 (平日)
出水市	出水商工会議所	出水市本町7-16	9:00～16:00 (平日)
指宿市	指宿商工会議所	指宿市大牟礼1丁目15-13	9:00～16:00 (平日)
いちき串木野市	いちき串木野商工会議所	いちき串木野市旭町178	10:00～16:00 (平日)
霧島市	霧島商工会議所	霧島市国分中央3丁目44-36	9:00～16:00 (平日)
	鹿児島空港 国内線ビル1階 観光・総合案内所	霧島市満辺町麓822	8:00～ 最終便到着

◇参加店一覧はこちら

※Go To Eatキャンペーンをご利用いただく皆様へ

当該食事券の購入にあたっては、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程（令和2年10月9日付け2食産第3487号）に基づく申請が必要となります。

申請については、食事券発行事業者（鹿児島県商工会議所連合会）が利用者の皆様へ代わり申請することにより本食事券の購入が可能となります。

なお、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金を申請するにあたり、下記の4項目に対して宣言いただく必要があります（Go To Eat キャンペーンの利用者は、食事券を購入することにより、以下の宣言事項に同意するものとします。）。

- 申請書類の内容に虚偽がないこと。
- 農林水産省大臣官房参事官（総理）又は大臣官房予算経理課調査官の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること。
- 不正受給が判明した場合には、「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程」に従い給付金の返還等を行うこと。
- 「給付金給付規程」に従うこと。

【お問い合わせ】
鹿児島商工会議所
〒992-0842 鹿児島市東千石町1-38
参加店に関すること … TEL:099-225-9540
販売所に関すること … TEL:099-225-9522・9534

P29「メール・ホームページからの
お問い合わせ内容」参照

※ サイトマップ ※ お問い合わせ ※ プライバシーポリシー

Copyright (C) 鹿児島商工会議所. All rights reserved.

(3) 食事券の使用、回収後の飲食店への代金の振込

- ① 本事業により発行、販売された食事券を、登録する飲食店に来店した消費者が使用した場合、当商工会議所は、食事券使用分の飲食代金を、飲食店に振り込んだ。なお、振込に加え、現金での換金にも対応した。

□食事券の利用期間:令和2年10月15日(木)～令和3年7月14日(水)

【利用自粛期間】

鹿児島県による飲食店への営業時間短縮要請に伴い、午後9時以降翌朝5時までの店内飲食での食事券利用の自粛

○令和3年1月25日～2月7日

対象地域:鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市

○令和3年5月10日～23日

対象地域:鹿児島市、霧島市、奄美市、和泊町、知名町

○令和3年5月24日～6月6日 対象地域:鹿児島市、霧島市、出水市

○令和3年6月7日～6月20日 対象地域:鹿児島市、霧島市

【換金取次機関別食事券使用分の飲食代金の飲食店への振込等(表③)】

地域	換金取次機関	換金枚数	換金額(円)
鹿児島市	鹿児島商工会議所	2,668,909	2,560,132,500
	鹿児島銀行(44)	701,801	677,353,000
	南日本銀行(25)	239,859	230,973,000
	鹿児島相互信用金庫(21)	181,223	174,994,000
	鹿児島信用金庫(17)	135,420	130,942,000
	鹿児島興業信用組合(11)	86,971	84,097,500
薩摩川内市	川内商工会議所	150,141	144,595,500
鹿屋市	鹿屋商工会議所	252,583	243,666,500
枕崎市	枕崎商工会議所	38,768	37,414,000
阿久根市	阿久根商工会議所	36,864	35,551,500
奄美市	奄美大島信用金庫(7)	100,127	96,330,000
	奄美信用組合(7)		
南さつま市	南さつま商工会議所	63,509	61,280,000
出水市	出水商工会議所	106,699	102,783,000
指宿市	指宿商工会議所	134,146	129,242,500
いちき串木野市	いちき串木野商工会議所	48,500	46,707,500
霧島市	霧島商工会議所	218,650	210,737,500
合計		5,164,170	4,966,800,000

※()内は、各金融機関の取扱店舗数 (換金率99.336%)

※余剰金26,560,000円(未利用分33,200,000円の100/125)

② 食事券使用分の飲食代金の振込の頻度、振込日を以下表④のとおり設定した。振込の頻度は、仕様書「受け取った日から入金されるまでの期間を40日以下となるよう可能な限り短く設定する」とあるが、本事業の主旨を踏まえ、当商工会議所では、月4回を基本とし、各商工会議所で個別に表④のとおり設定した。

□ 事業者の資金繰りを考慮し、換金サイクルを極力短縮できるように各地商工会議所や金融機関と協議し、換金スキームを構築した。

□ 鹿児島市内では、複数店舗を運営する企業や、商業施設などの店舗は、鹿児島商工会議所での換金取次とし、中小店舗は取引のある地元金融機関の域内店舗での換金取次とした。火曜日～翌月曜日を1サイクルとし、月曜日までに持ち込まれた食事券を4営業日後の金曜日に参加店口座に振り込んだ。加えて、換金を急ぐ中小向けに最大でも持込から振込まで7日間となるスキームも構築した。

【地域別換金方法および換金頻度（表④）】

地域 (・換金取次機関)	手段	換金ペース	持込から現金化 までの日数 ※年末年始除く
鹿児島市 ・鹿児島商工会議所 ・鹿児島銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島相互信用金庫 ・鹿児島信用金庫 ・鹿児島興業信用組合	振込	月4回 (最大9回)	5日～11日
薩摩川内商工会議所	振込	月2回	9日～21日
鹿屋商工会議所	振込	月4回	5日～11日
枕崎商工会議所	現金	月2回	8日～29日
阿久根商工会議所	振込	月4回	7日～12日
奄美市 ・奄美大島信用金庫 ・奄美大島信用組合	振込	営業日は毎日	4日～5日
南さつま商工会議所	現金・振込	週3回	即日～10日
出水商工会議所	現金・振込	週1回	3日～10日
指宿商工会議所	振込	月4回	5日～12日
いちき串木野商工会議所	現金・振込	月4回	5日～11日
霧島商工会議所	現金	月4回	3日～10日

- ③ 飲食代金の振込の方法は以下のとおりとし、振込の時期、方法等について、当商工会議所から飲食店に分かりやすく周知を行った。

□換金方法

- ・ 参加飲食店が換金取次機関（各商工会議所もしくは一部金融機関）を訪問し、消費者が利用した食事券、参加店登録証、換金取次依頼書を提出。
- ・ 参加店登録証と換金取次依頼書の事業所名を確認の後、参加店により持ち込まれた食事券と換金取次書の枚数を複数名で計数。
- ・ 持ち込まれた食事券の裏面に事業者番号、参加店舗名が正しく記載されているか確認の後、換金取次依頼書のコピーを参加飲食店に控えとして渡す。
- ・ 各換金取次機関は、取次依頼書に基づき、出金手続きを行い、参加飲食店に後日振込。（機関によっては現金渡し）

【図④ 参加飲食店が換金の際に提示する参加店登録証】

※換金の際は、必ず本登録証をご持参ください。

鹿児島県商工会議所連合会
Go To Eat キャンペーン プレミアム付食事券 参加店登録証

登録事業者番号	
事業所名	
換金取次機関	

令和2年 月 日

鹿児島商工会議所
(鹿児島県商工会議所連合会事務局)

【図⑤ 参加飲食店が換金の際に提出する換金取次依頼書】

参加店用
鹿児島県商工会議所連合会 Go To Eatキャンペーンプレミアム付食事券 換金取次依頼書

取次依頼日 令和 年 月 日

登録事業者番号

事業所名 電話番号

■1,000円券 換金枚数 枚 → 換金額① 円

■500円券 換金枚数 枚 → 換金額② 円

①+② 入金額 円

※有印で記入ください。

※取次機関選定欄

☐ 鹿児島銀行 ☐ 南日本銀行 ☐ 鹿児島信用金庫 ☐ 本店

☐ 鹿児島相互信用金庫 ☐ 鹿児島興業信用組合 本会連関機関は鹿児島県内のみ ☐ () 支店

☐ 受付商工会議所 ()

取次機関受付印

□参加飲食店への周知について

- 参加飲食店に対しては、換金方法、振込時期の周知を図るため、「参加店手引書」、「換金手引書」を冊子で作成し、「参加店手引書」は参加店すべてに、「換金手引書」は代表店舗（本社等）に郵便で送付した。（図⑥）

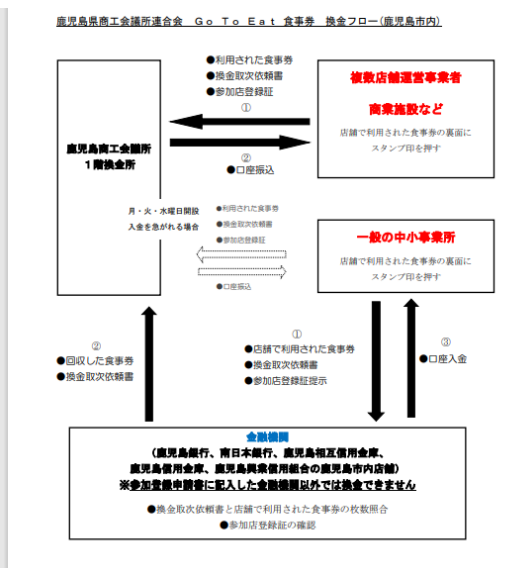


【参加店手引書】

参加店に守っていただく事項

1. 食事券事業について、事前に覚えていただく事項及び遵守していただく事項

- お近くの販売所（P5参照）及び販売日の案内ができること
- 食事券には有効期限があること
令和2年10月15日（木）～令和3年3月31日（水）まで
- 有効期限を過ぎた食事券は無効となること
- 登録店で利用された食事券の換金は、令和3年4月9日（金）までに必ず換金取次機関で手続きを行うこと
- 他店押印のある食事券は、受け取りを拒否すること
- 食事券の偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、商工会議所に連絡すること
- つり銭はださないこと
- 利用者が食事券を持参したときは、食事券額面のサービス等を提供すること
- 鹿児島商工会議所が配布するステッカー等を、店頭等の利用者が見やすい場所に掲示すること
- 利用者から受け取った食事券は、必ず裏面に店印を押印すること
- 利用者から受け取った食事券は、穴などを空けないこと
- 食事券の現金との交換、返品、転売、再利用ができないこと
- P1.「参加店として登録できる店舗」④に記載のガイドラインへの取組み及び農水省の



- 食事券裏面の取扱店記入欄に事業所名を記入するかスタンプ（ゴム印）を押して下さい。（事業所名の無いものは、換金できませんので注意して下さい）
- 店舗で利用された食事券は、ホチキス・のり等でまとめないで下さい。
- 店舗で利用された食事券の換金取次機関への持参時は、「参加店登録証」を必ず提示するとともに、「食事券換金取次依頼書」と「利用された食事券」を換金取次機関へ提出して下さい。（指定外の換金取次機関では換金できません）
※換金取次依頼書と食事券の持込枚数が一致しない場合は、金融機関から連絡がある場合があります。
- なお、複数運営店舗や商業施設などは、鹿児島商工会議所へ提出して下さい。
- 「換金取次依頼書」は、以下記入例を参考に、太枠の中の登録事業所番号、食事券の持込枚数等の必要項目を記入して下さい。
- 換金取次機関から、「Go To Eat 食事券換金取次依頼書」の控えをお受け取り下さい。
- 「換金取次依頼書」によって依頼を受けた食事券額面の金額が後日指定口座に入金されます。

- 利用期間終了後の換金最終受付期間中には、参加飲食店に事務局から電話にて換金受付期限の告知と換金方法についての周知を徹底した。

(4) 実績確認監査等事業者への報告

- ① 当商工会議所は、キャンペーン期間中、食事券販売・使用の実績を、毎月、別途定められた様式により、実績確認監査等事業者へ報告した。
 なお、食事券の販売、使用状況をエクセルファイルで報告し、効率的な方法に対応した。

提出した「回収情報」（毎月1種類）、「支払情報」（毎月、各会議所の金融機関ごと）毎月に関するファイル数は以下のとおり（表⑤）。

商工会議所名	支払情報 報告ファイル数	回収情報 報告ファイル数
鹿児島	83	12
川内	10	
鹿屋	9	
枕崎	9	
阿久根	9	
奄美大島	19	
南さつま	38	
出水	19	
指宿	45	
いちき串木野	18	
霧島	9	
合計	268	12

- ② 当商工会議所は、キャンペーン期間中、飲食店への代金振込の実績を取りまとめた書類と、それらの根拠となる証拠書類を、毎月、別途定められた様式により、実績確認監査等事業者へ報告した。
- ③ 当商工会議所は、キャンペーン期間終了後、食事券販売、使用の実績と、飲食店への代金振込の実績、その根拠となる証拠書類を、別途定められた様式により、実績確認監査等事業者へ報告し、承認を得た。
- ④ 当商工会議所は、毎月の報告やキャンペーン終了後の報告が円滑に行われるよう、事業開始に当たり、事前テスト報告に協力し、実績確認監査等事業者の指定する方法により、ダミーデータの提出などを行った。
 また、提出データの正確性に責任を負い、実績報告や根拠資料のデータ提出に当たっては、複数の者によるダブルチェックを行った。複数の者によるダブルチェックでは、データの読み手と聞き手を変えて、異なる者の組合せで、複数回確認を行い、正確を期した。

- ⑤ 当商工会議所は、実績確認監査等事業者が行う不正防止のためのヒアリング、監査、抜き打ち検査などに協力した。

□ヒアリング：電話・メールにて随時

□監査：日時 令和2年11月30日（月）

場所 鹿児島商工会議所

来訪 実績確認監査等事業者2名

内容 ・参加店の登録、食事券の販売体制、代金の保管体制、
飲食店への振込などに関するヒアリング、監査
・販売所・換金所での監査

- ⑥ 当商工会議所は、実績確認監査等事業者との連絡窓口を設置した。
鹿児島商工会議所に2名体制で対応

□ 集合型商業施設による一括換金について

農林水産省との契約書内の仕様書において「食事券使用分の飲食代金を、登録する飲食店に振り込むものとする」とあるが、集合型商業施設等においては、一括して換金する商業施設もあることから、商業施設内の飲食店ごとの毎回の換金枚数、金額、商業施設からの飲食店への振り込みなどについて状況を確認し、実績確認監査等事業者に報告した。

【対象施設】

- アミュプラザ鹿児島（45 店舗）・鹿児島市
- イオンタウン始良（22 店舗）・始良市
- イオンモール鹿児島（37 店舗）・鹿児島市
- オブシアミスミ（9 店舗）・鹿児島市
- マルヤガーデンズ（4 店舗）・鹿児島市
- 山形屋（15 店舗）・鹿児島市

（5）相談窓口・申請案内等事業者との連携

- ① 当商工会議所は、相談窓口・申請案内等事業者が、事業の基本的内容を消費者と飲食店に説明するために必要となる情報の提供に協力した。
→毎月加盟店数の報告を行った。
- ② 当商工会議所は、委託者の指定する事業者が食事券発行事業者と連携した広報を実施することに協力した。
→参加店手引書において加盟店に感染防止対策ポスター等の掲示依頼を行った。
- ③ 当商工会議所は、相談窓口・申請案内等事業者との連絡窓口を設置した。

(6) 飲食店の新規加盟促進

- ① 当商工会議所は、キャンペーン期間中に本事業への参加を希望する飲食店を、広く募った。

□参加飲食店舗数：2,967 店舗（R3.7.14 現在）

※企業数：2,207 社

□地域ごとの参加店数（表⑥）

地域	店舗数	企業数	地域	店舗数	企業数
鹿児島市	1,524	1,001	龍郷町	11	9
鹿屋市	210	171	西之表市	11	8
霧島市	200	143	屋久島町	11	7
薩摩川内市	160	139	垂水市	9	6
奄美市	146	138	曾於市	7	5
指宿市	120	104	大崎町	7	5
出水市	112	95	志布志市	7	3
南さつま市	71	66	さつま町	6	6
いちき串木野市	64	52	瀬戸内町	6	5
阿久根市	46	40	肝付町	6	3
枕崎市	44	42	東串良町	5	5
姶良市	93	42	与論町	4	4
南九州市	29	21	県外企業	—	53
日置市	26	11	その他	15	11
伊佐市	17	12	合計	2,967	2,207

※ゴシック体は商工会議所地区

□参加店募集

（参加店登録の流れについては P3 のとおり）

- ・ 鹿児島県内の 11 の商工会議所のネットワークを活用して、それぞれの商工会議所から域内の飲食店に対して事業参加の告知を行うなど、積極的に参加店の募集活動を行った。（令和 2 年 9 月上旬～随時）

- ・ 実施した募集活動は以下のとおり。

○商工会議所が所在する地域の飲食店に対して、参加店募集のチラシを同封した郵便物を発送。

【図⑦ 参加店募集に向けて作成したチラシ】

鹿児島県商工会議所連合会

Go To Eat

Go To Eat

キャンペーン

25%プレミアム付食事券

参加店募集 50億円

この度、鹿児島県商工会議所では、「Go To Eat キャンペーン」事業の食事券（総額50億円）を発行致します。本食事券の発行により、適切な影響を受けている飲食事業者の皆様への支援ならびに消費マインドの回復を図るとともに、各店が感染防止対策に取り組んでいただくことでお客様に安心してご利用いただく環境づくりと、従業員やその家族が安心して職場づくりに繋げて参りたいと存じます。併せて、消費者の皆様にも感染防止について正しく理解いただき、安心して利用できる飲食店での新たな様式の普及および啓蒙も重要であると考えております。つきましては、参加店舗（取扱店）を募集しますので、是非ともご参加くださいようお願い致します。なお、参加を希望される事業所におかれましては、裏面の参加飲食店の条件をご参照の上、FAXにてお申し込みください。

食事券の概要

鹿児島県商工会議所連合会
Go To Eat キャンペーン
プレミアム付食事券

■発行総額/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）

鹿児島県商工会議所連合会
Go To Eat キャンペーン
プレミアム付食事券

■発行総額/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）
■発行枚数/50億円（おろし券100万枚×500円）

鹿児島県商工会議所
TEL.099-225-9511,9534

鹿児島県東千石町1-38 FAX.099-227-1619 Mail.kikaku@aroma.ocn.ne.jp

○各地商工会議所の会報誌や各地域の行政の広報誌での告知
鹿児島県内の商工会議所の会報誌や、各自治体の広報誌において、キャンペーンの参加店募集を告知した。

鹿児島県商工会議所連合会

Go To Eat キャンペーン

プレミアム付食事券

参加店募集！

この度、鹿児島県商工会議所では、「Go To Eat キャンペーン」事業の食事券（総額50億円）を発行致します。本食事券の発行により、適切な影響を受けている飲食事業者の皆様への支援ならびに消費マインドの回復を図るとともに、各店が感染防止対策に取り組んでいただくことでお客様に安心してご利用いただく環境づくりと、従業員やその家族が安心して職場づくりに繋げて参りたいと存じます。併せて、消費者の皆様にも感染防止について正しく理解いただき、安心して利用できる飲食店での新たな様式の普及および啓蒙も重要であると考えております。つきましては、参加店舗（取扱店）を募集しますので、是非ともご参加くださいようお願い致します。なお、参加を希望される事業所におかれましては、下記参加飲食店の条件をご参照の上、本会事務局に申し込んでお申し込みください。

食事券の概要

1. 食事券名 鹿児島県商工会議所連合会Go To Eatキャンペーンプレミアム付食事券
2. 発行総額 50億円（25%プレミアム付・40万円）
3. 額 面 1,000円×12枚、500円×1枚の12,500円分を1万円で販売
4. 利用期間 令和2年10月中旬（予定）～令和3年3月31日（水）
5. 販売 県下11の商工会議所の窓口販売 等

参加飲食店の条件

鹿児島県内の商工会議所が所在する市（※）を主とし、全県下の飲食店で、以下の条件に当てはまる事業所

（※）鹿児島市、薩摩川内市、鹿野市、姶良市、阿久根市、奄美市、南さつま市、出水市、指宿市、いちき串木野市、霧島市

①日本標準産業分類の「75 飲食店」に分類される（店内での飲食をメインとしていること）
②食品衛生法第52条第1項の許可を得ている
③「接待を伴う飲食店」（風俗法2条4項）に該当しない
④「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組みとともに、農林水産省の定める参加条件を満たす（例：店舗入口に消毒液を設置する、徹底した換気を行う、同席を避けてテーブル・座席を配置するなど）※詳細は農林水産省HPにてご確認ください。
⑤その他、鹿児島県商工会議所が認める事項を厳守する（不正防止等）

問合せ先・鹿児島県商工会議所（鹿児島県商工会議所連合会事務局）
TEL：099-225-9511,9540 FAX：099-227-1619 E-mail：kikaku@aroma.ocn.ne.jp

【図⑧ 鹿児島県商工会議所会報誌「アイム」R2.10月号】